

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 市民生活課

不利益処分の内容		栃木市自動車臨時運行の許可の取消し
根拠法令等及び条項		栃木市自動車の臨時運行の許可に関する規則第8条
処分基準	根拠条項	栃木市自動車の臨時運行の許可に関する規則第8条
	参考事項	
	設定等年月日	平成22年 3月29日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>虚偽その他の不正手段により臨時運行の許可を受け、又は許可証若しくは番号標を不正に使用したことを発見したときは、直ちに臨時運行の許可を取り消し、当該許可を受けた者にその旨を通知するとともに、許可証及び番号標を回収しなければならない。</p>	